

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月16日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	阿南市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	就学援助を希望する児童及び生徒の保護者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月25日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	1
10. 保護評価書の名称	就学援助に関する事務
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E9%98%BF%E5%8D%97%E5%B8%82%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A&ev_name=&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=4&opn_date_to_day=30&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
12. 委任関係	<input type="radio"/> ▼

執行機関名 阿南市長

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)別表第1(第4条関係)10の項 就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	阿南市就学援助規則(令和元年阿南市教育委員会規則第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(高等学校等の生徒等)がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、(高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。)	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な(法第18条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒(以下「児童生徒」という。))又は学校教育法施行令(昭和28年政令340号。以下「令」という。)第5条第1項に規定する就学予定者の法第16条に規定する保護者)に対し、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、(義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。)
⑦独自利用事務の関連規範		阿南市就学援助規則(令和元年阿南市教育委員会規則第5号) 阿南市就学援助の実施及び額に関する要綱(令和2年阿南市教育委員会要綱第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	阿南市就学援助規則第6条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	就学援助の認定の可否に係る内容についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号イ	阿南市就学援助規則第3条第1号及び第4条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号ロ	阿南市就学援助の実施及び額に関する要綱第2条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号ハ	阿南市就学援助の実施及び額に関する要綱第2条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	本件事務は、教育委員会部局にて行う事務であるが、システム環境の都合上、首長部局の端末を使用して情報連携を行うため、執行機関を市長として届け出るもの。なお、端末以外の面では、情報連携及び番号利用事務は、教育委員会部局の機関および職員において行うものであり、番号条例との齟齬は生じないもの。(保護評価についても教育委員会で評価実施済みです)
----	--